

平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年7月22日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時20分

【場所】 総合教育センター 第5研修室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

委員 吉崎 静夫

委員 濱谷 由美子

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

生涯学習推進課長 五十嵐

中学校給食推進室担当課長 森

中学校給食推進室担当課長 北村

総合教育センターカリキュラムセンター担当課長 榎原

企画課担当課長 岡野

文化財課長 小林

文化財課担当課長 服部

指導課長 渡辺

指導課担当課長 市川

担当係長 外山

書記 伊丹

【署名人】

委員 中本 賢

委員 濱谷 由美子

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

4月の臨時会及び定例会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思
いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは承認といたします。なお、修正等がございましたら、後ほど事務局までお申し出
ください。

4 傍聴（傍聴者 13名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可
することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様
に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思しますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 5 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

報告事項 No. 6 は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正又は適正な意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、

議案第31号 は、議会の議決案件で、これから議会に提案する案件であり意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、

議案第32号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、中本委員と濱谷委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

報告事項 No. 1 「叙勲について」御報告申し上げます。

死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名、高齢者叙勲を受けられた方が4名いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

相澤先生につきましては、昭和25年に川崎市の教員として教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの36年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、藤崎小学校長に任ぜられてからは、教職員の協力体制を意欲的に作り上げるとともに地域とともにある学校を目指した学校経営に取り組みました。また、全国視聴覚教育研究会の要職を勤めるなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

山岸先生につきましては、昭和22年に福井県の教員として教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの39年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、校長時代には、子どもの成長に基礎を置きながら学校経営に取り組まれるとともに、小学校長会の要職を勤めるなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

倉元先生につきましては、昭和22年に宮崎県の教員として教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの39年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、校長時代は、教員一人ひとりの意欲を引き出すことで子どもたちを育む、学校経営に取り組まれるとともに、市、県の小学校教育研究会の要職を勤めるなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

及川先生につきましては、昭和24年に東京都の教員として教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの37年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、校長時代には、生徒の成長を育むため、地域の人々と保護者との関係を深め、教師の資質向上を図る学校経営に取り組まれるとともに、中学校教育研究会、中学校長会の要職を勤めるなど、本市の中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

乙訓先生につきましては、昭和21年に川崎市の教員として教職の道を歩み始められ、昭

和 62 年に退職されるまでの 40 年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、東小田小学校長に任ぜられてからは、一人ひとりの子どもを慈しみ大事に育む学校経営に取り組みられるとともに、小学校教育研究会の要職を勤めるなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれもその長年の教育功勞に対して叙位・叙勲を受けられたものでございます。
以上でございます。

【峪委員長】

ご質問等ございますか。承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

では承認といたします。

報告事項 No. 2 平成 26 年第 2 回市議会定例会について

【峪委員長】

総務部長 お願いいたします。

【総務部長】

それでは報告事項 No. 2 平成 26 年第 2 回市議会定例会について御報告させていただきます。

今回の市議会は、6 月 2 日から 6 月 25 日まで開催されました。

それでは、お手元の資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の(1) 平成 26 年第 2 回市議会定例会の提出議案についてでございますが、本定例会に提出された議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第 79 号「川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について」、議案第 84 号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」の 2 議案でございました。

議案第 79 号「川崎高等学校及び附属中学校等新築工事請負契約の変更について」につきましては、賃金又は物価の変動に基づき、川崎市工事請負契約約款第 26 条第 1 項から第 3 項及び第 8 項の規定により工事請負金額の増額変更を行うもの、議案第 84 号「黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」につきましては、校舎の増築に伴う維持管理業務の変更、児童数急増に伴う給食運営業務の変更及び消費税法等の一部改正により、契

約金額を変更するもので、6月13日に開催されました総務委員会において、審査が行われました。

審査及び採決の状況でございますが、資料の1ページに記載しておりますように、議案第79号に関連して、共産党から、消費税増税及び賃金の増額分の経費に関わる質問や今後の契約変更の可能性についてなどの質問をいただき、契約金額は様々な経費が混在して積算されるため、直ちに示すことは困難であること、今回の契約変更は賃金や物価水準の変動による「全体スライド」と言われる変更であるが、平成26年2月に国から「インフレスライド条項」の適用が可能になるとの通知があり、本件の工事も対象となるため、今後も契約変更の可能性はあると考えている等の答弁をいたしました。

審査の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決するものと決し、本会議におきましても賛成多数をもって原案どおり可決されたところでございます。

続きまして、(2) 平成26年第2回市議会定例会の答弁についてでございます。

まず、代表質問でございますが、6月11日・12日の2日間で行われ、全会派から質問がございました。

主な内容といたしましては、中学校完全給食に関するもの、教育再生に関するもの、地域の寺子屋事業に関するもの、地方教育行政改正法案に関するもの、市立高校における歴史学習に関するもの、教育委員会会議に関するもの等がございました。具体的な質問及び答弁につきましては、資料の4ページから28ページにかけまして、まとめてございますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

3ページにお戻りいただきまして、一般質問でございますが、今回は6月20日及び23日から25日の4日間で行なわれ、質問議員50名のうち、17名の議員から22項目の質問がございました。

主な内容といたしましては、コミュニティスクールの推進に関するもの、学力テストの結果活用と目標値の設定に関するもの、給食費の公会計化に関するもの、教育改革に関するものなどがございました。具体的な質問及び答弁の内容につきましては、資料の29ページから50ページにまとめてございますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

なお、委員長への質問につきましては、本定例会においてはございませんでした。

以上で、平成26年第2回市議会定例会の報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

ありがとうございました。ご質問等ありますか。

【高橋委員】

2・3点あるんですが、まず代表質問の21ページ、児童支援コーディネーターについての今回の回答と今後、というところについて、私のほうではこの会で何度かお伝えしているんですけど、児童支援コーディネーターの導入から昨年度25校の視察をさせていただいた

中で、非常に効果が出ているというのが、質問された内容になっているんですけど、回答というのはその効果をお伝えするのって難しいと思うんですね。ただ、実際に歩いて聞いた中ではいろいろな効果が出ている。児童支援コーディネーターの主とした目的は課題の早期発見、早期対応というところなので、変な話、早期発見、早期対応すると課題は出てこないという状況の中で、対応はできているということになるかと思うんですね。今回その回答をされた中で、改善傾向にあるというような回答にはなっているんだけど、早期対応したことによって、この導入がなかった場合に課題が浮き彫りになったという可能性もあると思うんです。そういった伝え方というのも今後は、毎回市議会で児童支援コーディネーターの質問って何個も出てきているので、実際に「もっと推進していきたいという、充実を図っていきたい」という回答にもなっていますから、導入しなかった場合にこうなる可能性もあったというようなことというのは、回答の中で含める必要があるんじゃないかなというふうに思うので、次回以降もうちょっと回答の仕方をひと工夫していただけたらいいなと思うのですが。

【峪委員長】

ご意見としてね。

【高橋委員】

はい、早期対応しているからこそ課題が出てこなかったということが、実際現場を歩いててそういうふうにご説明を受けているので、それを説明するのって言葉だけじゃもしかしたら非常に難しいのかもしれない。

【総務部長】

児童支援コーディネーターを増やさなかった場合、見つからない課題があったのではないかとということを少し説明するようにと。

【高橋委員】

そうですね、ご質問の中身が拡大の経緯というか導入校での効果について回答して欲しいということなので。で、児童支援コーディネーターというのは課題の早期発見、早期対応だから、課題がほぼ浮き彫りになる前に対応をしているということもかなりあったと、私は視察をして聞いた中ではあるというふうに感じているので、それをもうちょっと、この説明では少しそこが不足しているというか、説明するのが難しいというのは認識するのならばそこをもうちょっと、言葉で足りないなら例えば図とか、図が市議会で出せるかはわかりませんが、そういう対応をしていただきたいと思います。

【総務部長】

個々の議員さんとの調整の中では、そういったことについても詳細に説明させていただいておりますし、また最後の「今後も」というところにあるように、教育委員会としてもこの施策については非常に重要だというように認識していて、今後一層進めたいというふうには回答させていただいておりますので、そういうところもよりわかりやすい回答の仕方については検討してまいりたいと考えております。

【高橋委員】

よろしくお願いたします。2点目なんですけど、質問の中で結構、今日議題に出てくる学力テストの結果活用等が何点かご質問の中にあって、中でも気になったのが、何個かあるんですが教育改革についてという31ページのところもちょっとそれに連動している答弁と質問の中身が塾との関わり、この結果が塾に行っている子に対する連動性のような話の質問になっているかと思うんですね。この、特に質問というか、こういった見方をされているということは少し共通の認識を持っておかないといけないのかなというところをお伝えしておきたい。結局、学力テストとの結果をいろいろどのように活用するかということに連動したこの質問と答弁になっていると思うんですけど、そもそも質問の内容が塾と連動しているような質問の中身というのは、非常に私自身は、この後の議題にも連動して気になるところなので、ここは一度皆さんもよく見といていただきたいということだけ、お願いしたいと思います。

【峪委員長】

はい、わかりました。その他はいかがですか。

【教育長】

先ほどのコーディネーターの件ですけれども、確かに早期発見、早期対応に努めていただいているので、問題が顕在化しないということなんだろうと思います。今回答弁の中では、モデル校の取組の中で23年度、24年度の比較として、例えばいじめの認知件数が約7.5倍になったというようなことで、つまり認知件数ですので、早期に発見してそれに本市の場合にはいじめの解消率がかなり100%のところがありますので、対応が的確に行われているというふうに思っていますけども、この早く発見するということが今委員のおっしゃった早期発見、早期対応の1つの表れなのかなというように思うんですね。今回答弁ということでもありますので、多くのデータをお示しするわけにはいきませんでしたけれども、また改めてこういうような状況がいろいろご覧になってありましたよということで、教えていただければ、今後この事業を展開する上でもまた参考にしていきたいと思いますので、ぜひいろいろとご参考に教えていただければありがたいと思います。

【高橋委員】

ちょっとそれについて、昨年度の感想といたしましては、導入して間もない年度ということではあったんですけども、昨年度2月に中心的に、年度の比較的后半に25校7区を自主的に回らせていただいた感想として、非常にやっぱり地域の人との関わりというのが学校にかなり限定的にというか昔ほど地域との関わりというのが、子どもも保護者も少なくなってしまうことによって、その児童支援コーディネーターが対応している相談や実際の対応というのは、非常に多様化しているという認識なんですね。逆に言えば、児童支援コーディネーターの方は相当な経験と知識と対応力がなければ、というぐらいのいろいろな課題を集中して受けている、逆にその結果、早期発見、早期対応ができるという感想は、細かくはちょっとこの場では出せないですが、そういう感想は持っているんです。だから逆に非常に大事で、場合によっては学校で対応できないことを、区の子ども支援室での対応と連動したり総合教育センターと連動したり、またもっと専門機関と連動したりとか、非常に多様な課題と相談を受けている、対応しているというのは、唯一という言い方はあれなんですけど、唯一に近い状況になっているんじゃないかと。例えば児童支援コーディネーターは、限られた時間は専任であるという、1日は専任にならない、ただ例えばその専任になった数時間だったとしても、フリーというか巡回できることによってピックアップできる対応とか非常に細かい配慮ができることによつてのこの成果だと思っているので、このあたりが表現するのが非常に難しいんですけど、時代の流れとともに、というところも非常に専門性を求められている、それができるかできないかというのが効果としてあるかないか、存在としてあるかないかというのを非常に、あることによつての効果を貴重であるということを感じています。ただ一方で現在、限られた小学校に入っているから113校分の現在40数校に配置なので、これは例えばそこに入っていない学校には当然その対応ができないと同時に、異動があったときにはどういう対応、異動後の対応がどのように、今までできていたことが全校に配置できていないことによつて、できなくなる可能性はあると思うんですね。そういった課題も含めて、非常に重要である存在である一方、で全校に配置されていないというのは、大きな課題であると私は感じています。

【教育長】

今後も専任化は進めていきたいと思っておりますので、学校の中の、先生の中でそういった力量をお持ちの方が増えていくように、様々な形で取組を進めていきたいと思っております。

【高橋委員】

お願いします。

【峪委員長】

その児童支援コーディネーターが存在しない学校は、大変な状況に陥っているかといえ、そうでもないんですね。やっぱり様々な研修と報告を常に行うなどして、一般に学校で

は様々に配慮を全教員で行って対応していると、これは事実です。ただそれにはコーディネーターがいるといないでは相当エネルギーが違いますよね、いるにこしたことはないんですが、コーディネーターがないから大変な状況に陥っているかといえばそういうことはない、いないところはいないなりにがんばっているということも確かに言えると思います。

それでは承認してよろしいですか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について

【峪委員長】

総務部長 お願いいたします。

【総務部長】

それでは、報告事項 No. 3 市議会請願・陳情審査状況について、ご報告申し上げます。お手元の資料「平成 26 年度市議会総務委員会に付託された請願・陳情の審査状況」をご覧いただきたいと存じます。今回は、前回ご報告をいたしました、平成 26 年 4 月 22 日開催の教育委員会定例会以降に審査及び提出されました、請願、陳情につきましてご報告申し上げます。

初めに、2 ページの請願 6 5 号「義務教育に係る国による財源確保と、30 人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」でございますが、請願者より取り下げ願いが提出され、5 月 28 日の総務委員会及び 6 月 19 日の本会議において取り下げが承認されたものでございます。

続きまして、1 ページにお戻りいただきまして、中段の請願 5 8 号「すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」及び、3 ページをお開きいただきまして、請願 8 6 号「義務教育に係る国による財源確保と、30 人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」についてでございますが、これら 2 件は義務教育の充実等を求める内容が含まれているため、一括して 6 月 13 日の総務委員会にて審査が行われました。請願の趣旨でございますが、義務教育に係る経費負担や人員配置、全日制高等学校への進学率の改善、中学校完全給食の実施を求めるものでござ

いまして、このうち、義務教育に係る経費負担や人員配置を求める部分については、国や県への意見書の提出を求めることを含んでおります。総務委員会におきましては、まず、中学校完全給食の実施につきまして、「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向け取組を推進していくこと、次に、少人数学級の推進につきましては、教育委員会といたしましても、現在、国が進めております「学級編制の標準の引下げ」とそれに伴う「教職員定数の改善」を骨子とする第8次定数改善計画の早期策定とその確実な実施を求めていると考えていること、また、少人数学級をはじめ、各学校がその状況に応じて、最適の教育環境を実現できるように支援をしていきたいと考えておりますが、現在のところ、35人学級を一律に導入することにつきましては、定数措置や施設整備等の面で、なお課題があるものと認識していること、次に、川崎市立市内中学生の全日制高校進学率の改善につきましては、市内中学生への進路保障のため、市立高等学校の定員確保に努めており、平成26年度入学者選抜においては、高津高校全日制において1クラス増で対応したこと、引き続き、生徒一人ひとりの進路希望実現に向け、また市内中学生への進路保障のために、市立高等学校の定員確保に努めていくとともに、公立高等学校協議会等において、公立高等学校全日制の募集定員の適正な確保と配置について、要望をしていきたいと考えていること、次に、学級編制標準の見直しや教職員の定数改善等、ゆたかな教育環境を整備するための予算を確保・拡充することにつきましては、「義務標準法」の一部改正法に規定された国の学級編制の標準の引下げとそれに伴う財源確保に対する努力義務につきまして、その誠実な履行を大いに期待するところであり、特に、未だ児童生徒数の増加が続く本市にあっては、各学校が直面する課題も多岐にわたり、県費負担教職員の定数改善が強く求められており、また、「かわさき教育プラン」に掲げる「個に応じたきめ細やかな指導の充実」を図るためにも、新たな教職員定数改善計画の早期策定と確実な実施を求めていると考えていること、最後に、義務教育費国庫負担制度の見直しに関することにつきましては、制度の見直しに当たっては、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要全額について、税源移譲等による財政措置を求めていると考えていると説明をしたところでございます。

委員からは、少人数学級の拡大に関連しまして、少人数学級の実施状況や中1ギャップ、次期教育プランへの記載について、県費職員の市費移管の進捗状況について、全日制高校への進学率向上に関連しまして、全日制を希望した生徒の進学状況について等の質疑があり、少人数学級の実施状況につきましては、小学校3年生で少人数学級を実施していない学校には、少人数学級と少人数指導の優先度を学校が判断して実施していない状況もあること、中1ギャップにつきましては、不登校も小中連携の動きの中で解消されつつあり、不登校出現率も減ってきている傾向があること、次期教育プランへの記載につきましては、財源の問題を必要としており、目標を掲げたから今すぐ実現できるものではないが、その重要性は認識をしていると答弁をいたしました。

また、県費移管の進捗状況につきましては、今年度、制度のおおよその形、スタイルの素案を考えていく予定であること、財源移譲に関して道府県と政令市で県民税の所得割の2%を市に移譲するという形で合意されたが、不足分について国の措置など、これから協議検討となっており、今のところ新たな展開はないこと、全日制を希望した生徒の進学状況につきましては、定時制までも含め、何らかの形で進路が決定していると考えていると答弁をいたしました。

取り扱いといたしましては、国における地方分権の推進の議論や本市の学校や地域の事情、県費職員の市費移管等もあるため、国や県の動向等を見るということで、意見書の提出はせず、継続審査となりました。

続きまして、資料1ページ下段の陳情111号「市立中学校の完全給食実施に関する陳情」についてでございます。

こちらの陳情につきましては、中学校完全給食の実施、既存施設を使用した親子方式の検討、既存校でのモデルケースの実施、家庭からの弁当との選択制度を求めるものでございまして、5月29日の総務委員会において審査が行われました。

総務委員会におきましては、まず、中学校完全給食の実施につきましては、「川崎市立中学校給食の基本方針」に基づき、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実施に向け取組を推進していくこと、次に、既存施設を利用した親子方式の検討につきましては、親校となる学校の教育環境への影響が大きいことから、現時点では困難ではないかと考えているが、引き続きあらゆる実施手法について比較検討をしていくこと、次に、既存校でのモデルケースの実施につきましては、試行実施は、その課題を把握し検証する事により、全校への円滑な導入に資するものとするので、実施方針策定と併せて検討していくこと

最後に、家庭からの弁当との選択ができる制度につきましては、全員喫食を基本としつつもその例外として、食物アレルギーを有する生徒などにつきましては、全員喫食の例外として別途配慮する方向で検討していきたいと説明をしたところでございます。

委員からは、家庭からの弁当との選択ができる対象についての質疑があり、アレルギー以外にも家庭や生徒の事情などについて学校と協議をしていきたいと答弁をいたしました。

取り扱いといたしましては、中学校完全給食については、この1年間様々な議論等があり、背景や環境も変わり、方針転換されたことを踏まえ、趣旨採択となりました。

続きまして、2ページ目をお開きいただきまして、下から2つ目、請願82号「川崎市の全小学校・中学校の学校図書館に専任、専門かつ常勤の学校司書を計画的に配置する事に関する請願」及び下段、陳情165、166、167、168号「川崎市の全小学校・中学校の学校図書館に専任、専門かつ常勤の学校司書を計画的に配置する事に関する陳情」についてでございます。この請願・陳情は全て6月2日に提出されたもので、6月12日に総務委員会へ付託され、先週18日、7月18日の総務委員会において審査が行われました。

請願及び陳情の趣旨といたしましては、学校図書館の専門職員として学校司書を全小・中学校に選任で常駐するよう段階的に配置する計画を検討し、次期川崎市総合計画及び次期

教育プランに具体的な明記を求めるものでございます。

総務委員会におきましては、子どもたちの読書活動や「読書のまち かわさき」事業における取組、学校図書館の状況や他の政令指定都市における学校司書の配置状況等の説明を行い、教育委員会としては、学校司書の重要性は認識しており、学校図書館コーディネーターの学校への巡回回数を1校当たり月に1回から2回という現状をさらに充実する必要があると考えていること、今後、学校図書館コーディネーター等の学校司書の計画的配置や研修制度のあり方を含め、総合的に検討しているところと説明をいたしました。

委員からは、平成24年の趣旨採択以降の対応や今後の対応に関すること、学校図書館の現状についてどのように考えているか、教育委員会会議における議論について等の質問があり、教育委員会としましては、趣旨採択されたことは議会の総意であり、趣旨採択の意味を重く認識していること、学校図書館に担当者が常駐している環境を創り出すことは重要と認識していること、巡回型の図書館司書である図書館コーディネーターの巡回日数を増やすことを段階的に進めて行く方向性を次期教育プランに反映させていきたいと考えていること、教育委員会会議においては、学校図書館司書に特化した議論はないが、学校図書館に関連した事業説明等で委員の皆様方には、ご理解をいただいていると認識していることなどと答弁をいたしました。

取扱についてでございますが、前回の請願趣旨採択以降も学校図書館司書等の配置に変化がないことや、本年6月の学校図書館法の改正により、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くように努めることが規定された事、調べる力をつけるためにも学校図書館の役割が重要であることなどから全会一致で採択となりました。

説明は、以上でございます。

【峪委員長】

何かご意見ご質問等ありますでしょうか。

【教育長】

学校図書館ですけれども、これまでも次年度の政策をどのように進めていくかというような話の中で、学校図書館のコーディネーターのあり方そのものについてもいろいろご説明はしてまいりましたけれども、改めて請願・陳情が採択されたということでもありますので、また時間を取りまして、今現在の学校図書館におけるコーディネーターあるいは関係する職員の状況等について、報告してご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【高橋委員】

聞き逃したかもしれないんですけど、30人以下学級というような、取り下げも含めて何個か請願が上がっているかと思うんですけど、必ずしも人数を減らすというやり方、すべ

ての子どもたちに行き届いた教育を求める請願というテーマにおいて、例えば58号ですと、これがテーマで30人以下学級を実施するよにということが挙げられていますが、必ずしもその30人以下という方法だけではなく、40人であったとしてもティームティーチングとか取り出しとか、いろいろなやり方があるかと思うんですが、そういった説明は入っていませんっけ。

【総務部長】

ええ、例えば少人数学級の中の答えの中で、例えば小学校3年生で少人数学級を実施しない学校については、少人数学級と少人数指導の優先度を学校が判断して実施していない状況もあるというようなことで、学校に選択をさせていただいていることの説明をさせていただきました。

【高橋委員】

比較的細かいことの話なんですけど、結構人数を減らせば解決するような、テーマがこれに限らずあるのかなと感じるので、そこって細かく説明をしていただくのがいいのかなというふうに、入り込みとは、とか、ティームティーチングとはこれで効果がこうでるとか、いろいろな皆さんと一緒にご視察の中でもそれぞれの効果ってやっぱりすごくあると思うし、学校の規模や状況に応じて多分そういう選択をされていると思いますので、その辺を細かく説明いただくとよりよいのではないかな。まあ審議継続ですから、いいかなと思うのでお願いしたいところです。

【峪委員長】

それではこの件について、承認してよろしいですか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

では承認といたします。

報告事項 No. 4 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について

【峪委員長】

中学校給食推進室担当課長 お願いいたします。

【中学校給食推進室担当課長】

本日は、小・中親子方式に係る小学校調理室等調査報告書について、そして実施手法ごとの事業費用の試算について、平成26年7月更新バージョンでございます。それから市立中学校に在籍する生徒の食物アレルギーに関するアンケート実施要項について、この3点についてご報告させていただきます。

それでは、資料1をご覧ください。「小・中親子方式に係る小学校調理室等調査報告書」でございます。

調査目的は、小学校で作った給食を中学校へ配送する方式、いわゆる「小・中親子方式」によります中学校完全給食の実施の可能性について検証するため、でございます。調査期間は、本年6月2日から23日まで、調査対象は、市立小学校113校中110校で、子母口小学校、はるひ野小学校及び上丸子小学校については、小学校との合築校あるいは改築工事中であるため、対象外としたものでございます。調査内容は、「学校給食衛生管理基準」等の考慮を前提として、小学校調理室の拡張スペースや各厨房機器の能力等について調査いたしました。なお、「※印」でございますが、「安全衛生管理や配送計画の複雑化による事故等を未然に防止するなどの観点から、複数の小学校を親校とせず、1小学校から1中学校への配送を条件」といたしました。調査結果等でございますが、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」では、安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設は、衛生的な場所に設置し、食数に適した広さとするものと定められている。また、調理場は、二次汚染防止の観点から、食材の検収室、食品の保管室、下処理室などの「汚染作業区域」、調理室、配膳室などの「非汚染作業区域」、及び更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等の「その他の区域」に部屋単位で区分すること、洗浄室は別途区分すること、ドライシステムを導入すること等とされている。

1ページおめくりいただき、2ページの1行目でございますが、文部科学省は、本基準に照らして適切な衛生管理に努めるとともに、本基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じるなど、学校給食の衛生管理の充実に努めるよう要請しております。一方で、本市の小学校給食調理室については、「学校給食法」等に基づき整備を実施してきたものの、現在では基準面積等を十分に満たしていない狭隘な学校や、作業区域ごとの仕切り等が無い学校もある中で、現場の給食調理員等による細心の注意と工夫等により安全性が確保されている現状でございます。仮に、現在の小学校給食室において、提供食数増に対応する厨房機器等の設備面での整備を行ったとしても、作業スペースの十分な拡張がなければ、益々狭隘となり、作業動線上で「汚染作業区域」と「非汚染作業区域」等が交差してしまう可能性が生じ、更にそこで献立や配食時間等の異なる中学校給食の配膳を行った場合、作業工程上で調理前の食材が放置される状況等が発生するなど、作業事故等発生リスクが非常に高まる危険性がございます。

したがいまして、最後の段落でございますが、本市で小中親子方式を実施するためには、

合築校を除き、すべての小学校において、本基準等を考慮した、作業上適切かつ衛生管理可能な、十分なスペースの確保や、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」等の間仕切りの設置、ドライシステムの導入等により、学校給食における衛生管理の徹底を図らなければならず、また、併せて、厨房機器の増設等や、配送に係る荷捌き場所、トラックヤードなどのスペースの確保及び整備等が必要となりますが、現況調査の結果では、調査対象小学校全 110 校において、校舎内及び校舎外に十分な拡張スペースは、小学校には無い状況にございました。

3 枚おめくりいただき、資料 2、「実施手法ごとの事業費用の試算について」でございます。この試算につきましては、前回の会議におきまして、報告させていただきました 5 つの方式による試算値に、小・中親子方式の 1 方式を加えたものでございます。なお、これらの試算値は、用地やスペースの確保などの実現に必要な要素を加味せず、それぞれの概算費用について機械的に試算したものでございます。

結果といたしましては、下の表の中央の欄でございますが、小中親校方式により中学校完全給食を全校で実施できた場合には、施設整備費等の初期投資費用は、約 190 億円、30 年間の維持管理運営費は、660 億円という試算となっております。これは、小学校調理室におきまして、作業上適切かつ衛生管理可能な、十分なスペースの確保や、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」等の間仕切りの設置、ドライシステムの導入等を図るなど、学校給食衛生管理基準等を考慮した結果、増築工事に加え、小学校調理室部分も含めた調理室の全面改修工事が必要となったことによるものでございます。

1 枚おめくりいただき、資料 3、「市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート実施要項」でございます。調査の目的は、中学校完全給食実施における食物アレルギーに関する計画策定の基礎資料とするとともに、今後の食物アレルギー施策の参考とするものでございます。調査対象は、市立中学校（全 52 校）の全生徒、約 28,800 人、を対象とし、保護者にご回答いただきます。調査内容は、

1. 食物アレルギーの有無
2. 食物アレルギーの原因食物等
3. アナフィラキシーショックの発症の有無
4. 運動後のアレルギー発症の有無

調査期間は、今月 18 日までで、中学校給食推進室へ 23 日までに、担任を経由して、返送いただく予定でございます。

結果につきましては、3 万件近いデータを職員の手作業で処理しますので、相当な時間を要するだろうと想定しておりますが、実施方針策定の際に公表できるよう、様々な業務と併行して鋭意作業してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【峪委員長】

いかがでしょうか。ご質問等ありますか

【吉崎委員】

こういふことで、小・中の親子方式が難しいということも示された、小学校のほうの施設・設備等の面から見て、そういう結果だったと思います。まず小学校が現在 113 校あって 110 校調査しているんですが、学校給食衛生管理基準から見て厳しい状況というのはどのくらいあるんですか、かなり融通してやっているという、これはわかりますか。

【中学校給食推進室担当課長】

お配りした資料で、資料 1 の A3 版の横の資料でございますが、いろいろと面積の面、各釜の状況等調査してまいりました。例えばその面積の欄が中央の欄でございますけれども、小学校調理室保有面積、例えば大師中学校の学区にある殿町小学校ですと小学校調理室保有面積が 168 平米、これに対しまして仮にその大師中学校も含めて調理室を整備していくとなりますと、衛生管理が保てる必要な大きさとしては約 625 平米必要ということになってございます。ですので過不足面積としては、差し引きしますと 457 平米でございますので、この 457 平米の確保が各小学校に必要なようになってくるといったところでございます。各学校それぞれ現況調査してまいりましたけれども、この学校に限らずそれぞれの学校において、校舎内・校舎外でまず面積的に拡張する用地というのは難しいというような状況でございました。この表はその後、回転釜ですとか焼き物器、炊飯器、熱風消毒保管庫、食材冷蔵庫等もそれぞれ過不足について、中学校もあわせて親子方式を実施した場合のどれぐらい過不足が出るのかを調査いたしました。網掛けになっている部分につきましては、まず機械が足りないところなので、機械の増設が必要になってきます。ですので面積が足りない、機械が足りないといったような状況でございますので、そういう意味でも小・中親子方式を実施するのは難しい状況でございます。

【吉崎委員】

難しいのはわかったんですが、小学校自体では現状でも問題はないんですか、という質問です。

【中学校給食推進室担当課長】

小学校も、新しくできた学校については新しい基準に沿って作られておりますけれども、現状それ以前の学校につきましてはそれぞれ今の基準には合致していない。

【吉崎委員】

そのときは良かったけれども、今の基準には合致していないと。それは何割ぐらいあるんですか。

【中学校給食推進室担当課長】

手元ですぐ出るものが、もしかしたらないかもしれません。

【吉崎委員】

おおよそどのくらいの感覚ですか。

【教育長】

この、調べている間ですけど、設置したときには国の基準に基づいているということです。国の基準等の改正がありましたので、国も現状直ちにそれを改めなければいけないという話をしているのではなくて、今後施設の改修等を行う際には新しい基準にしてくださいと、そういうことでございますので、今現在直ちに重大な問題が生じているということではなく、本来あるべき姿ではないというふうにご理解いただいたほうがいいかもしれません。

【吉崎委員】

新しく改築するときは基準が厳しくなっているので、そのときには改築しないといけないということですね。

【濱谷委員】

今度は倍どころではないですね、見るとね。

【吉崎委員】

ですよ、だいぶ違いますよね、かなりね、改築するときは相当基準が厳しくなっているんでしょ、新しくなると。

【中学校給食推進室担当課長】

はい。まあ感覚的には1割ぐらいが面積的に取れているといったところですので、ほとんどの学校は逆に取れていない。

【吉崎委員】

厳しい状況ということですね。小学校のほうはよくわかりました。そういう状況と。

【峪委員長】

説明にもあったとおり、その分調理員の工夫とか努力によって問題を克服して安全な給食を提供していると。

【中学校給食推進室担当課長】

はい、現状そうでございます。

【峪委員長】

そういうことですね。

【吉崎委員】

逆に言うと親子は厳しいと、さらに。

【峪委員長】

厳しいんじゃないですかね、網掛けの部分の多さからすると。これも多分無理なんだと思いますけど、最近報道などで、野菜などは工場で下処理をしカットしてそれを持ち込む、調理場では調理するのみ、そうなると下処理の場所はいらないとか、保存する場所は要らないとか、そういうのはどうやらこれからなんですけど、今すぐはできないんでしょうけど、そういう時代がやがてやってきそうですね。

【濱谷委員】

面積がだいぶ違いますよね。

【峪委員長】

全然違うんじゃないですか、すぐに調理に入るわけですから。もう何年か後でしょうね、こういうことが実現されるのは。

【教育長】

納入業者の問題もありますし、今現在学校給食に様々なご協力をいただいている方々がそういった対応ができるかどうかという問題もありますので。

【峪委員長】

ちょっとそれは無理ですね。今私が話したことは非常に先進的なごくごく一部の話ですからね。でもそうなるといいんだがなという、あんまりこの場所では議論にならない話なんですけどね。

それではここまで、他にはどうでしょうか。極めて残念ではあるんですけど、親子方式は非常に難しいという結果です。よろしいでしょうか。

【濱谷委員】

1ついいですか。アレルギーのところで保護者からアンケートなんですけども、保護者が

結構、前に1回起きているとずっとそのアレルギーという感じを出してきますけれども、その辺は詳しくお医者さんの判断とかそういうものをきちっとしたものでは、なかなかこれ全校は出てこないですよ。小学校の間でも高学年になるとだんだん改善してよくなっていても親からすると、うちの子はこのアレルギーです、って感じで必ず言ってこられる保護者もあるので。病院に行っちゃんと診ていただくと、もうそれは解除しているというか治っているから少しずつ食べさせてください、という段階に入ってますよ、という感じで、やっとなんですか、みたいなこともたくさんあるので。その辺どのくらいの数値が結果として出てくるかがちょっとあれですけど、その後そのまま行くとまた難しいかなということもちょっと思うので、最終的に本当にやる段階ではアレルギーかアレルギーじゃないかはちゃんと診断書を持ってきていただくとか、どこでも最近はそんなふうに行っているようですので、その辺もきちっとやっっていかないと、ものすごい数のアレルギー食を作らないといけないような状況になっちゃうので、そんな辺も考えておかないといけないなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

【中学校給食推進室担当課長】

一応今回のアレルギーの調査に関しては、中学校給食でアレルギーの対応ができればと思って考えているところなので、アレルギー対応食を作るとなると施設の設計とかにも関わってくる部分もありますので、今回はある程度、どのくらいの生徒さんがいらっしやるのかという把握をさせていただくという形で、アンケートをやらせていただきました。実際給食が始まる前には、今もアレルギーの対応マニュアルというものを教育委員会から出しているんですが、やはり学校生活管理指導表を出していただいた上で、どのような対応ができるのかというのを、小学校でいうと各学校ごとの対応ですが、今濱谷委員のほうからおっしゃられたように学校生活管理指導表の中には医療機関の意見を必ず書いていただくことになっていますので、それを以って、そこがまず基本となって、じゃあどこまでできますかというところを校内検討委員会の中で話し合ってもらおうということになっています。多分中学校給食になった場合もそのような段階を踏んできちんとやっっていきたいなと思います。ただ、やはり全部のアレルギーの対応というのはとても難しいと思いますので、今回の調査でどのくらいの方がいらっしやっって、例えばどのような原因食物が多いのかというところから1つずつ検討していこうかと思っています。

【峪委員長】

よろしくお願ひします。このアンケートによるアレルギーの把握と、もうひとつは小学校から中学へ成長していくうえで一般的にアレルギーがどれくらい改善されているものなのか医学的な見解というものはあるんでしょうかね。

【中学校給食推進室担当課長】

データが出ているのかはちょっとわからないんですが、やはり原因の食べ物によっては軽くなっていくものもありますし、甲殻類などはかえってある程度年齢が経ってきってから発症する方もいらっしゃる場合もあるので、やはり種類によっては一概に少なくなるということはないと思います。ただよく卵アレルギーの方は年齢が上がるにつれて症状が軽くなるという方が多いと聞いていますけれども。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。その他いかがですか。それでは報告事項 No.4 について承認でいいですか。

【各委員】

<承認>

8 議事事項 I

議案第 29号 全国学力・学習状況調査の活用について

【峪委員長】

総合教育センターカリキュラムセンター担当課長 お願いいたします。

【総合教育センターカリキュラムセンター担当課長】

全国学力・学習状況調査結果の活用についてご説明をさせていただきます。

本年度より、各学校が全国学力学習状況調査の調査結果を保護者・地域に提供し、調査結果から明らかになった課題について、改善策や数値目標を示してまいります。その趣旨、方法、内容についてご説明させていただきます。資料 1 をご覧ください。こちらは、各学校が、保護者・地域に調査結果を提示していくにあたっての考え方を示したものでございます。本日は、この資料 1 にそって、説明させていただきます。

はじめに、1 ページをお開きください。全国学力・学習状況調査の概要でございます。本年度は 4 月 22 日に、小学校 6 年生と中学校 3 年生を対象に、実施されました。

調査の内容は、児童生徒に対しては、国語、算数・数学の 2 教科について、A 問題とよばれる基礎的・基本的な知識や技能の定着を見る問題と、B 問題とよばれる、説明する力などを見る問題の 2 種類が実施されます。また、児童生徒の学習意欲や学習方法、学習環境、生活等についての質問紙調査が行われております。学校に対しては、日頃の指導方法や教育条件に関する質問紙調査が実施されております。

II 「市教育委員会の取組」でございますが、今年度は 8 月 25 日に、文部科学省から、調査結果のデータが届く予定でございますが、届き次第、概要版を作成し、市全体の平均正

答率等を公表いたします。参考資料1をご覧ください。こちらは昨年度の概要版でございます。また、9月中に、調査結果の詳細な分析や授業改善の取組等についての調査結果報告書を作成し、市総合教育センターのホームページで公開をしております。参考資料2は、昨年度のものでございます。さきほどの資料1とあわせて、後ほど、ご参考にしていただければ、と存じます。

資料1にお戻りください。2ページから4ページは、各学校が調査結果を提供していくにあたっての、「基本的な考え方」について示しております。

1「趣旨」でございますが、調査結果を保護者・地域に提供し、情報の共有を図ることは、説明責任を果たすとともに、学校と保護者・地域が協力しあいながら、児童生徒の学力向上を推進していくことに大いにつながるもの、と考えております。

配慮事項としては、調査の実施要領にも示されておりますが、2「調査を活用した学力の把握について」の、最後の3行に示しております「調査によって測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であること」を、保護者・地域に理解が得られるよう、十分に努めることが必要となります。

次に、どのような内容を保護者・地域に提供していくかについてでございますが、3「報告書の内容について」の、(1)「調査結果の概要」に示してありますように、各学校の調査結果の概要をわかりやすく図に示すような工夫も必要であると考えております。情報提供する内容は、(2)「調査結果の内容」の3行目、国語、算数・数学の教科の調査と質問紙調査の双方の調査結果を各学校の状況にあわせて、数値を提示してまいります。具体的にどのような項目を提示していくかということでございますが、3ページの下の方にあります、6「数値目標の設定について」の(1)「保護者・地域に示す数値の例」に示しておりますように、

- 国語、算数・数学の教科の調査では、領域ごとや評価の観点ごと、問題形式ごとの平均正答率、あるいは各設問の正答率などが考えられます。
- 質問紙の調査では、「学習意欲に関する質問」や「将来に関すること」、「自尊感情に関すること」「家庭学習の状況」等の、回答状況等が考えられます。

また、1つ戻っていただいて、3ページの5「子どもが「わかった」ことが実感できる授業の視点」についてでございますが、平成25年度の調査について、文部科学省が作成した報告書には、「国語、算数・数学の授業がよくわかりますか」という質問の回答状況と各教科の平均正答率は、大きく関連があるということが示されております。教育委員会といたしましては、この点に着目いたしまして、児童生徒にとってわかりやすい授業を展開することは、学力向上に向けて重要な要素である、と考え、各学校では、児童生徒質問紙の中の「国語、算数・数学の授業の内容がよくわかりますか」の設問の回答状況について、必ず分析し、授業改善等の情報提供を行っていくことにいたしました。

次に8「情報提供の時期」でございますが、本年度は8月26日に各学校にデータが送られる予定でございますので、それから各学校が自校の状況を分析、考察し、前期末である

10月上旬と考えております。

また、9「個人票」の取り扱いでございますが、各学校には、学校の調査結果とともに、児童生徒一人一人の調査結果についての個人票が送られて参ります。17ページをお開き下さい。右隣のページにあるのは、昨年度の「個人票」でございます。各学校では、前期末である10月上旬頃に予定されている、面談や教育相談等の機会に、この個人票を用いて、児童生徒の学力面での「課題の確認」や「その後の学習方法」等について話し合い、児童生徒の学力向上に役立ててまいります。

4ページにお戻りください。10「教育委員会の取組」といたしましては、日頃から各学校の教育活動の支援・指導をしている区教育担当が、各学校の全国学力・学習状況調査の報告書の作成についても、適切な助言を与えるとともに、報告書には、各学校の取組の成果や課題についての教育委員会としてのコメントも記載してまいります。

これまで、各学校の報告書作成にあたっての基本的な考え方についてご説明させていただきました。次に、実際に、各学校がどのような報告書を作成していくか、についてご説明をさせていただきます。

この資料では5ページから16ページまで6つの例を示させていただいております。各学校が作成する報告書につきましては、各学校が自校の状況に即して、創意工夫しながら作成していくものでございますが、参考として、いくつかの例を示した方が、学校もイメージしやすいものと考え、この資料に載せております。

それでは、学校が作成する報告書の例について、ご説明させていただきます。

5,6ページでございますが、これは学校が年度当初に掲げる学校教育目標等をもとに、作成した報告書の例でございます。この学校では、5ページ(1)「豊かな心をもち、主体的に行動できる力の育成」、6ページになりますが(2)「基礎的・基本的な知識技能の習得」そして(3)「生徒主体の授業づくり」に重点を置いております。

1の調査結果の概要では、この3点に関連する内容について、わかりやすいようにグラフに示しております。(1)の「豊かな心」については、「達成感」「将来の夢」等を取りあげ、(2)の「基礎学力の定着」については「漢字や計算」などの基礎的・基本的な内容、「好き」「大切」といった学習意欲の面を取り上げ、(3)の「授業づくり」については、「話し合う活動」「発表する機会」等の質問について取り上げております。

そして、それらについての分析結果、今後の取組についての詳細を、5ページ下段から始まります。2「学校教育目標の実現に向けた調査結果を生かした今後の取組」で示しております。たとえば、5ページ下段の(1)をご覧ください。重点をおいている「豊かな心や主体的な活動」についての分析でございますが、ここでは「課題ばかりを述べるのではなく、日頃の教育活動の成果」についても提示していきたいと考えております。たとえば、二重線の四角で囲った項目は、全国の状況を上回るなど、日頃の成果と考えてよい項目で、それらについて示します。また、その下の四角で囲まれた項目は、全国の基準と比較すると低く、課題として考えられる項目を示します。そして、右隣の点線の四角には、その要因

として考えられる点等、学校としての分析結果等を示します。そして、太線で囲まれている部分になりますが、ここでは、課題となる項目についての、改善策を示し、次年度に向けて目標とする数値を示します。このように、(2)基礎基本の定着、(3)生徒主体授業づくり等についても、成果といえる項目、課題といえる項目について、の結果を示し、分析結果、次年度への取組について、提示していきます。そして、最後に、6 ページの最後にあるように「教育委員会」からのコメントを示してまいります。

このような方法で、各学校において、報告書を作成してまいります。

他の例についても簡単にご説明させていただきます。

7,8 ページをお開きください。この報告書は前のものと比べて、国語と算数の教科の調査結果を重視した作りになっております。教科の調査につきましては基礎・基本の定着、記述式の問題の解答状況、学習意欲等について示し、質問紙調査の中の自尊感情や将来に関する事等の質問紙調査について、まとめております。

7 ページ、1、概要のグラフをご覧ください。この学校では、教科の調査結果については全国の状況と比較すると、平均正答率は高くなっていますが、学習への意識の面の「国語では学習が大切である」「算数ではあきらめずに考える」といった点では、全国の状況を下回っており、課題として考えられます。

そこで、2「今後の取組」では、たとえば7 ページの一番下にありますように、「国語が大切である」という質問に注目するなど、課題といえる点について、分析および数値目標の設定を行っております。

次に3校目でございますが、9,10 ページをお開きください。こちらの学校では、昨年度からの伸び、あるいは落ち込みについて、経年変化に目を向けた報告書を作成しております。したがって、9 ページ、1「調査概要」のグラフにつきましては、前の2校は、全国の数値を基準として、作られておりますが、この報告書は、前年度の結果を基準としたグラフとなっております。

ここからは、報告書の視点についてのみご紹介させていただきます。

11,12 ページは、国語、算数の教科の調査、質問紙調査等、調査ごとにまとめたものでございます。

13,14 ページは、右側のページの2「今後の取組」の取組が示されておりますが、こちらを重視してまとめたものでございます。

15,16 ページでございますが、質問紙調査の結果の提示について、授業改善に関わる項目を多く取り上げ、まとめたものでございます。

最後に22 ページからの参考資料でございますが、川崎市学習状況調査の概略についても示させていただきました。川崎市学習状況調査は小学校5年生、中学校2年生を対象に実施されておりますが、全国学力・学習状況調査とともに児童生徒の学力や学習状況を把握し、その改善に役立てる調査、と位置づけ平成17年度より実施しております。下段は、市教育委員会において作成している報告書の一部でございますが、各学校では、この報告書

も指導改善の1つの資料として活用しております。

次のページは、児童生徒に返却する個人票の一部でございます。市の調査の個人票は、教科の調査につきましては、児童生徒の実際に採点された解答用紙を取り込んだものを載せ、また、生活や学習のアンケートにつきましては、児童生徒自身がどのように解答したかがわかる表を載せるなど、きめ細やかな個人票を作成し、児童生徒一人一人に渡しております。これにより、児童生徒や保護者と面談を行っていく際に、学力の向上に向けてよりの確な助言をすることができるようになっており、本市の児童生徒の学力向上の一端をになっております。

以上、全国学力・学習状況調査の活用について、ご説明をさせていただきました。

【峪委員長】

質問等ありますでしょうか。

【吉崎委員】

努力していただいて、5ページからいくつかのパターンで、各学校がこれなど参考として、うちではどのような方向で保護者に結果を返したらいいかということを見る点では、非常に努力されたということをよく了解します。ただそれぞれのを見てみますと、特に今回図で表してますよね、こういうレーダーチャートによって。並び方がまちまちといたしますかね。つまり何が言いたいかという、これはどうするかは今後考えなければいけないんですが、学力テストの3つの観点を国が挙げているわけですよ、これはもう教育基本法から、基礎的な知識技能の習得というものです、例えば7ページで言えば国語や算数の知識技能の習得の程度を見るという、7ページの上のところですね。右下のほうの算数、それからいわゆる知識技能の活用というような記述問題、これはB問題ですね、これは2つ目の柱ですね、3つ目は学習意欲を言っているわけですよ、好きとかもっと勉強したいとか大切と思うとか。これは国の三本柱ですよ、この三本柱を載せなくていいのかどうか、それ以外は載せてもいいんですよ、ただ三本柱は国として言っていることでしょう、だからそれを踏まえなくていいのかどうかということ、まず非常に私ちょっと疑問なんです。様々、例えばはっきり言えば学力が高いとかいっぱい載せてもいいけど、あまり学力が高いとか載せないで、意欲とか子どもの質問調査で聞いた教科に関するものとか学校の取組みみたいなものとか、教科と関係ない自尊心みたいなもの、そちらを多く載せようというように読み取れちゃうんですよ、だから思想性が、まず基本となるものがあつた上で学校が重視するものを載せる、プラスアルファはすごく良くわかるんですけども、全体の最初の三本柱そのものが、これを見るとまちまちというか、並び具合もまちまち、だから結構わかりにくいといたしますか。もう一回詳しく言うと、国は何を目指しているのか、まずね、その上で学校は何を目指しているのかが両方あると思うんですよ、その関連付けの中で。その辺が、まあ選んでいただくのはいいんですが、統一性がないなという感じがすご

くするんだけど、いかがでしょうか。

【教育長】

これがむしろ、学校がどういった項目を選ぶかというところは学校の裁量に少し任せようというふうに考えたものです。特に本市の場合に、全国学力・学習状況調査の平均正答率だけを見ますと、全国的な数値からすれば決して悪い状況ではなくて、むしろ上位に位置付くような結果は見られるんですが、平均正答率が高い割には自己肯定感とか自尊感情に当たるような感情がむしろ全国より低いという状況が見られているんですね。このあたりが本市の子どもたちの特徴ではないかということを変心配するところがありまして、その平均正答率に合った自己肯定感など高めるような、そういった取組などが一層大事だろうというふうな認識もありますので、今回の例はこのような形で作らせていただいております。ただ、学校がどれでなければいけないということを示しているわけではありませんので、今おっしゃったようなところに着目するような学校も当然あるでしょうし、その辺は少し学校に任せたいというふうには考えております。

【峪委員長】

どうですか。

【中本委員】

そもそも、全国平均と比べて何なの？という感じが僕はしているんです。評価の仕方はもつといっぱいあるでしょうし。ただ一点思うのは、個人票を作って担任が児童にどんな形で伝えているのか、その景色が見えない。

【カリキュラムセンター担当課長】

お渡しするときですか。担任と保護者と子どもと3人で。

【中本委員】

なるほど。個人票は全国でそのように渡されているわけですか。やっぱり、それをどう活用するかだと思います。平均値という数字だけで見比べてしまうと、非常にわかりやすい良い悪いが気になってしまう。どんな環境で子どもたち学んでいるのかとか、先生の頑張りとかの、そういう評価がなかなか目に付きにくくならないかと心配します。現実的に、目に見えやすい数値化されたものに議論が偏ることが、すごく気になりますね。僕は小学校の頃、評価のしようがない落第小学生でしたが、先生がおまけのように「お前は一生懸命やればできるんだ」なんてことを言われた評価が、一生忘れられなかったりしています。数値化された評価には、言い逃れもできないくらいグレーなゾーンが少なくなります。それを活用するとなると、手渡しするときには教師が子供へ、プラスどのような励ましの言

葉を添えられるかがとても重要になると思います。逆に、そういうことが重要だと認識されるか心配になりますね。教育長もおっしゃいましたが、川崎の子供たちは、実感としては本当に自尊心とか自己を肯定する力が少ないと感じています。国が言ったからこうやるべきだというのを、目の当たりに信じていいものかどうかと思います。

【吉崎委員】

これ県でやるか何かによるかと思うんですよね、これ国でやっているんだから国と比較して僕はいいと思います。だったら国とやる必要がないんです。各都道府県か市町村に任せればいいんですよ。国でやっている以上は、やめるならやめてもいいんですけど、やっている以上は国と比較するというのは僕は意味があると思うんですよ。だってまあ、本当は世界で働くんですけど、日本の子ども、やっぱり川崎だけいるじゃなくて国の中と関係の中でやっているわけですから、それはやっぱり無視しないほうが僕はいいと思っているんです。過度の評価はする必要はないんだけど、データは示したほうがいいと思うんです。逃げてはいけないと私は思ってるんですけど、実は。基本的なものは出した上で、うちの学校はこういうところに力を入れているんですよ、子どもを見てくださいというものを、学校の特色としてはきちっと出すと。しかし基本的なデータはやっぱり出すというほうが、僕は前進になると思うんです。物事って何でも避ければいいってものでもないの、僕はね、きちんと三本柱って言っているんだから、国は。それを示したほうがまずいいと思う、基本データは。そのうえで、うちはこことここに重点を置いて出しますよということをやれたほうが、例えばこの点はよく言っているんだけど家庭学習のほうがどうも足りないようですよとか、そういうことを示すとかですね。そうしないと国でやったことに意味がないと、ただ個人の問題の返し方はまたいろいろです、個人の場合は。本当に個人のことを返すとき国と比べたほうがいいのかどうかは学校の先生がいろいろ判断されたらいいと思います。ただ学校として見る場合は、私は公教育としての意味はあると思ってますので。そこは僕はあまり避けないほうがいいという気がするんですよ、つまり何が言いたいのかというと、たくさんパターンを出しているんですが、これは3つぐらいでいいんじゃないかと思っているんです、実は。それで、基本のこれとこれはやっぱり載せてくださいと、しかしそれは議論してください、しなくちゃいけない、我々も含めて。私は三本柱は載せたほうがいいと思ってるんですけどね。それ以外はここは学校が重点のものを入れてくださいというふうにお問い合わせしたほうがいいような気がするんですけどね、なんかちょっとよくわからないな、この出し方は。

【教育長】

7ページ8ページの例と9ページ10ページの例がありますが、こちらは今吉崎委員がおっしゃられたような内容でレーダーチャートが作られているように思うんですけどね。国語の知識・技能記述の問題とかね、AとかBとかありますよね、こういうようなものを

もう少し揃えたほうがよろしいんじゃないかというご意見ですか。

【吉崎委員】

その上でですね、僕はそれは右に載せたらいいと思うんですよ、左側は学校が自由に重点を置くものを載せたほうがいいと思っています、わたしの考えはですけど。これは私の考えですから。

【峪委員長】

個人の評価は三者面談で行いますよね。でこちらのほうは学校評価として校長名で出している、つまりうちの学校はということですね、主語が。であって、その自分の学校を説明するのに全国との比較は必要がない、全国と比較してどうであるからうちの学校はどうだという説明は何にもしたことになる。じゃあこの A 校が自らの学校を説明するのに何が必要か。それは教職員集団とともに、どういう学校を目指すということで年度当初スタートし、その結果どうであったかということが説明となります。だからここに今年度の学校教育目標はこの 3 点でした、というふうにして表しているわけですよ。それに対して、どうであったかという説明をする、これが学校説明ですよ。なお、そのレーダーチャートの特徴というのは、形が円満であるか歪で、どこが突出してどこが引っ込んでいるかという、それを一目瞭然に見る、そういう良さがありますよね。ですので、今話をした、何を説明しようとするかということがここに順序よく並べられているかということが大事であって、それが学校教育目標の項目に沿っていて、そしてそれが円滑になっているかということを示してあげればいいわけですよ。そのときに国語が入ってなきゃいけないとか、そういうことは特にはない、ましてや全国の、というのはどこにも必要はないと思うんですよ。ですので、そういったことを配慮して作るべきではないかと、学校説明の部分はね、自分の学校はどういう学校なんだと、そしてそれに対してどうだったんだということが一般的にわかればいいのか。ですから私は細かいことを言いますが、1 の概要のグラフでいうと、その円の外側に、ここからここまでがおおよそ豊かなところを表現しているところ、ここからこの 3 分の 1 は基礎基本の場所です、最後の残りは授業作りです、というふうに書いてあると、もっとわかりやすいかなと思います。

【吉崎委員】

今最後におっしゃったことは非常に重要なんですが、レーダーチャートで表す以上は絶対評価でない限りは比較するしかないんですよ、そうでしょう。絶対評価ならいいんですよ、円が 1,2,3,4,5 となれば、それは出せますけれども。これはそういう得点の表し方でできますか？絶対評価的な意味で、つまり比較しなくて出せますか？これ全国と。僕の質問の意味はそういう意味です。比較しなくてレーダーチャート描けますか？絶対評価ならいいですよ、絶対評価じゃないでしょう？だって例えば、A と B は全然問題の難易度が違う

んでしょ？違うものをですね、出しようがないじゃないですか、そのまま平均、絶対評価では。となると比較するしかないんじゃないですか？その部分では全国と。全国調査でやっている以上は。私は全国調査でやっている以上は全国と、それを出すことに意味がないというのであればまた考えるべきですが、僕は比較しないと全国調査としての意味がないと思っているんです。ちょっとそこは峪委員長と違います。

【峪委員長】

いやいや、だからここにあるこれで全てでいいと思うんですね、これをチョイスしてもらえばいいわけですが、時には全国調査との比較で表すグラフもあるでしょうし、9ページですね、これは表現ですから様々あるかと思うんですね。いずれにしても自分の学校の説明をするんだから、ということをお願いしたいわけですね。そしてその目標、目指すものと結果とがよくわかるように表せばいいのではないかと。そしてその自分の学校がどれほどバランスが取れているかとか、あるいは歪なのかとかいうことがよく表されると良いんじゃないですかね。

【濱谷委員】

ちょっと聞いていいですか。この比較している全国だったり前年度だったり50のところになっているじゃないですか。ということは、要するに回答率だったり全国もどこにあるか、100を一番としたらどこらへんに全国があつて、そこを必ず50にしているという、技能のところは全国のが80ぐらいかもしれないし、わかるとかいうのは60ぐらいかかわらないけれども、全てを全国のところを50において、それと比較して川崎は上か下かかって見ているんですね。25年度との比較もそういう感じで見ているわけで、だからその辺がみんなにわかるようにしないと、上にいっててすごく良いかと思ったら全国もあんまりあれだったらほどほどだったりだとか、全国より下だからってどうとかっていうことはちょっと言えないグラフなんですよ。

【カリキュラムセンター担当課長】

ここに出した数字については、実際の数字はこの下の2番以降のところ。

【濱谷委員】

60いくつとか70いくつとかね。比較するものがないとグラフに描けないというか見れないからこんな感じかなと思うんですけど。

【教育長】

そういう意味で7ページ8ページの例などは、あるいは5ページ6ページもそうですが、全国に対して自分の学校がどういう状況かということを端的に表しているんですよ。こ

れもですね、50にするのか生の数字がいいのかというのでいろいろ議論はあったんですけども、見やすさを考えたときに元々の数字を使うとグラフがすごくゴチャゴチャしてしまうので、読み取りがしにくいということがあったんですよ。それで50に揃えて、それを全国に対して上回っているか下回っているかがわかればいいんだろうということで、この形に今収まっているんですね。ですから7ページ8ページはそういった意味では比較的全国との比較で細かな数値まで載せていますので、数字的には一番わかりやすい、しかも先ほど少し本市の状況を申し上げましたけれども、7ページの1番の調査結果の概要にあるようなところは、正に記述の問題にしても知識技能にしても全国を上回っているにもかかわらず、やり遂げた喜びとか難しいことへ挑戦しようという気持ちが下がっているとかですね。このあたりが仮に学力の状況は全国を上回っていても、なぜここがこう下がってしまうのかというあたりがですね。1校2校の問題でなくて全市的に見られる状況でもありますので、このへんは各学校とも大事にして欲しいなと思っていますところですよ。

【吉崎委員】

7ページ8ページは比較的僕はわかりやすいようだと思っているんですよ、だってこっちにパーセントを書いてあるでしょ、重要な項目のここに。だから実際のパーセントは脇の数字で書いてますが、比較はこの学校ってのは、まあある学校のデータだったと思うんですけど昨年度の、基礎も活用も高いんだけど、その割には自尊心や人間としての発達するといった基本となるような自尊感情といわれるものとか、もっと上位に伸びていきたいという、ここって非常に問題があると。感情の面、こころの面は。比較的学力は高いんだけど、その辺が大きな課題を持っている学校であるということが、僕は端的にこれはわかると思うんですが。だからこういう示し方ってすごく私はある面でわかりやすいと思っているんです。だからあんまりそれを避けないほうがいいんじゃないかなというのが、私の考えです。

【峪委員長】

避けているんですか、避けていないよね。自分の学校をむしろ十分に説明しようとしている結果なんだよね、逃げているとか避けているとかそういう問題ではないですよ。

【吉崎委員】

委員長違いますよ、じゃあ5ページを見てください。5ページのこの図を見ると、例えば5と7の図を見るとですね、これは7は基本的に国語と算数がA,Bをちゃんと出しているんですよ。でもこちらはですね、計算と漢字語句の意味だけを出しているんですよ、5ページで、この一部を。計算と漢字語句の意味だけが学力調査の結果なんですよ、ぼくは違うと思うんですよ、これは。

【峪委員長】

そうなんですか。これをもって逃げているというんですか。

【吉崎委員】

Bなんて全然触れていませんもの、これ。Bの問題については全く触れていません。Aも一部ですもの、これは。

【中本委員】

多分、この議論は行き着くと「教育とはどうあるべきか？」という、理念の話になると思います。もっとベースの部分の話から重ねないと難しいと思います。僕はさっき言ったとおり、三者面談のときの個人票の扱いだと思います。子どもに傷つけないかつかないの問題じゃなく、親にどう渡せるかだと思います。つまり、親が誤解しないよう渡せるかということです。もっと塾に行かせようと思ったりとか、クラブ活動でいいところが出ていた子をやっぱり塾行かせなきゃいけないと思ったりとか。親に全国的な数値と自分の子供の学力差を、良し悪しは別にどのように伝えるかは、意外と難しいかも知れません。先生方は、毎日付き合っている子どものことですから良いところも悪いところも知っているでしょうが、改めて親が誤解して暴走するようなことのない方法でやっていただきたいと思います。

【カリキュラムセンター担当課長】

うまく言えるかどうかかわからないですが、こういう数字を出すというのはいろいろなお考えがあると思うんですね。ですので、いろいろな考えを聞きながらこういうものは成熟していくものだというふうに考えています。今年この元年といいますか、初めてやる年なので、いろいろな学校で出してみても、そこでいろいろな声を聞きながら来年もっといいものを学校も学力も成熟していくものだと思うんです。それは学校によってやっぱり異なると思うんです、その状況によって、やっぱり5ページ6ページのものとか7ページ8ページのものとは違いますので、同じ基準で出してしまうと、やはり比較の問題といわれてしまうのかなと思うんですが、そこでいろいろな保護者・地域の声がそうであればそういうふうにいけばいいと思うんですが、何かでこういうと言にくいことがあるのかなと考えますが。

【吉崎委員】

苦しいことはよくわかりますよ、現状を踏まえることが次に行き易いので、議論していくとき、と私は思っているんです、実は。

【高橋委員】

どういふ出し方っていうのが非常に大事で、シンプルに調査の目的というところとご説明があった、わかったかというのは非常に大事だというふうに思っているんですね。それをどういふふうに紙面上で表現するかということと、それを活用して渡し方というか伝え方、直接の個人票も含めてということを考えて、例えば調査の目的をもう一回読むと、授業改善をするというところが目的ですので、じゃあ今度わかったというところから言うと、個人が自分のできなかつた、わかつたという部分ですからそもそもそこがちょっと乖離があるので、伝えるときここが乖離があるということをやちゃんと伝えて平均を出さない。例えば、平均はあくまでも平均なんですよとかですね、いろいろあつて平均の数値が1点で出てきているということから伝えないと、それが全てみたいに、非常にこれだけ書いてあると、この2面でも難しくみえるし、例えば今日いただいた、もっと川崎教育プラン、川崎ってこういう教育をして、教育とはつて中本委員もおっしゃつてましたけれども、それを以つてこれがあつてわかるというところがあつて、それをもつてこういうふうに対応しますということの説明してから、仮に全国を出さない、これが出てきてもそういふば書いてあつたかなと教育プランに、一回一回、書いていないわけですよ。そうするとこれにも書いておかないと、わざわざ熱心な、こつち持つてきて照らし合わせてという人はなかなか教育関係者でなければいけないのかなというぐらい、難しい表ですよ。そこをスタートの段階で、川崎ってこういう教育を目指しています、で参考までに全国があつて、というような、直接話さないなら紙にも書かないと、ちょっと数字だけがひとり歩きして、本当にわかつたというところよりむしろ、わからないところを、なんでわからなかつたんだというふうになつちゃうと、よつぽど例えば自己肯定感や挑戦心というのがもつと減つてしまうと思うんですね。その出し方が大事だというふうに思うので、ちょっとまた改善をしていただけたらというのが1点と、2点目はこれはもう今年が終つてしまうので、来年度からいろいろ元年ということでの改善としては、フィードバックは調査をした6年生と中学3年生に対して返しますよね、個人票を返しますよね。でそれを返す時期というのが10月ですよ、で調査をした時期というのが、実施日が4月、子どもの心理的などころなんです、もうちょっとわかつたを目指すのであれば、例えば中3という時期というのは10月という時期つて、まあ良ければいいんですけど、ようはこれを見て肯定感になればいいんですけど、わかつたをその後目指すつて結構時期的にはあまり遅いのかなと。もうちょっと来年改善ができるのであれば、希望です。いやでも調査の表示ですよ。

【カリキュラムセンター担当課長】

返つてくるのが8月の末なんですよ、

【吉崎委員】

9月でもいいんですよ。

【カリキュラムセンター担当課長】

もしこれだけを別に返してというのであれば、保護者と一緒になって渡すという時期を考えると、どうしても前期末で学習成績が出ますので、保護者の方に何度も来ていただくのも難しいので、この時期という形になっているんですが。

【濱谷委員】

面談でしょ、その時期ね、きっと。

【吉崎委員】

9月末ということですね。

【教育長】

これやはりですね、調査の目的が児童生徒一人ひとりということよりは、大きくは国の教育政策をどうしようかということまで至るものですし、各自治体なりあるいは学校の授業改善などの取組をどうしていこうかということでの指標、参考になるためのものですので、返ってくるのが一人ひとりのお子さんからすれば遅いんじゃないかということになりますけれども、学校全体からすればこういう状況を見られたので、今後どのような授業改善を図っていこう、学校経営を図っていこうかという話になるわけですので、そのサイクルの中では遅いとか早いとかいう問題ではないように思うんですね。ただ保護者の方からすればもっと早い状況が知りたいというのは当然だろうと思いますので、ですから本市の学習状況調査は、小学校5年生と中学校2年生で行っておりますけれども、これは特にできるだけ早くお返しするように工夫していますし、また個人の調査票も全国のものよりも非常に詳しいものを本市の場合にはつけていますので、こういうところから早めにですね、お子さんの学力向上を図っていただくような取組を保護者と一緒に進めていけばいいかなと思うんですね。最初は委員がおっしゃったように一つ一つの調査の狙いというものそれぞれありますので、オールマイティなものはおそらくむしろないので、これをどのように活かしていくかという視点でお考えいただくのが大事ではないかと思います。

【高橋委員】

ちょっとそれに関して、保護者というよりも、むしろわかったというところを目指すということであればどうしても子どもにフィードバックが行くわけじゃないですか。そうすると一番子ども自身がこれを受け止める張本人になるわけなので、できるだけ早く。これがそういう狙いであって、個人票は返すわけなんで、やったほうがいいと思うんですけど、それってそうなら子どもの気持ちになったら、文科省に言うとかね、そういうこともあり。でも秋にもらったらキツイですよ、気持ち的に。わかったなんて言っている場合じゃないとか、もういろいろ進路の話になる時期なわけですよ。その、わかったから次に

行ってみたいなというそもそも肯定感が低いということが参考でも出ているので、すごい時期は大事だと思う。例えば保護者という立場であっても、もしかして時期によっては一緒になって焦っちゃうとか、そういう時期じゃないかというふうに、10月上旬とは書いてありますけど、そこはぜひ子どものためにも検討いただきたい。心理的なところで

【教育長】

ただあの、学校における評価が、活動が、これだけではないと。通常中学校でも中間とか期末とか定期テストを行っているわけですので、その都度その状況は保護者の方にお返ししているわけですよ、ですので、これを見て初めてうちの子は、という話ではなくてですね、中学校に入っても1年生からこういった定期的なテストは経験してきますので、それがあってのことですので、そういうことも含めて考えていかないと、これだけを以って何かこの時期に気づかされたという議論はおそらくないと思うんです。

【高橋委員】

そしたら、そういう位置だよという説明も必要、全国としての一緒に出すのって初ですよ、今回元年という話ですから。そういうものだよということも伝えてあげないと、初なのであればなおさら。

【カリキュラムセンター担当課長】

個人票については。

【高橋委員】

個人票については、全国初なんですよね。

【吉崎委員】

この、学校として返すのは川崎が初めて。

【高橋委員】

ですよ、だから川崎市として初めてなんであれば、これには慣れていないですよ、全国で初めて返されるわけですよ。

【カリキュラムセンター担当課長】

川崎市全体のものは前から。

【高橋委員】

学校全体、それは理解しています。理解しているけれども、学校全体として返すのは初めてなんですよ。

【濱谷委員】

こういうお便りを出すというのが初めて。

【高橋委員】

初めてなんですよね。それは敏感だと思うんですよ。それに関しては敏感だと思います、初めてだし。数字って活用の仕方とか難しいとも思うし、活用の仕方によってはうまく活用できると思うんですけど、そこは元年といえどそういうプロセスの中の1つなんですよということなんであれば、それもちょうと伝えて、紙なのか三者のときに伝えてあげるのが、それほど結構敏感な。さっきだから市議会のところでこれを共有しておきたいということを行ったのは、例えば1個出てきただけでも、一部の議員からその6割の人が通塾しているけれども、みたいなどころから入っちゃう、学力調査の指標のところからですね、でも数字が出るというのはそういうひとり歩きをする場合があるので、そのプロセスの1つであれば入れて欲しい。

【吉崎委員】

ちょっといいですか、僕は数字じゃなくてチャートグラフだからいいと思っているんですよ、数値じゃないですこれ。厳密にやったって、これ集めたからどの学校が何番なんて出ませんよ、微妙ですもんこれ。だから僕はこういうデータって学校が蓄積していけばいいんだと思っているんです。去年に比べてこういう状況になっていますとか、数年前に比べてこうなってますとかいうことを保護者や地域に知らせることによって、一生懸命基礎学力を上げようとしているんですが、少しずつでも上がってきていますよと、全国と比べた限りですがとってね。そういうデータを蓄積していくことによって、努力したということを示すデータということには僕はすごく重要だと思っているんです。だから、最初からわかるようにしておいたほうがいいですよと言っているんですね、僕はそう言っているんです。少しずつでも上がっていくということが場合によっては数年のデータをホームページで出すとかね、だから細かい数値を言っているんじゃないんですよ、チャートでいいんですよ。だからそういう細かい数値を出すとは必ず比較したいという人が出てくるからね、それを教育長も心配されているんだと思うんですけど、それは比較できないような形でチャートだからできるんですよ、このことは。1点なんてわからないですから、そんな差。だからそういうのよりこういう傾向にうちの学校はなってきていますということを示すときの手がかかりとしては、これはすごく説明責任に使えると思うんですよ。だからそういうことを僕は最初にきちっとやって出しておいたほうが、あとからのほうがかえっていいと私は思っているんですよ。これを毎回違う形を出して、その学校にとって。

【濱谷委員】

学校がどれを選ぶかって、選んだら同じ形ですって出していったらいいということですよ
ね。

【吉崎委員】

出していったらいい。だからそのときに比較できるためにはある程度のものがあつたほう
がいいよと。

【濱谷委員】

そうすると 9 ページ 10 ページみたいなのがまた作れるということですよ。

【教育長】

2～3 年経過すればですね、9 ページ 10 ページのようなものが学校が作れるようになるで
しょう。特に初年度ということもあるので、手がかりをどこに求めるかというのは学校様々
あるだろうから、というのもあるのでパターンを多く作ってはくれたんですが、先ほど課
長から話もありましたように、やはりこれは保護者にお返りするものであって、保護者か
らもどういったような結果の公表であればもっとありがたいというようなお声もきつとあ
ると思いますしね。だんだんと年数を経るに従って学校と保護者が双方意見交換をする機
会もあるでしょうし、最終的には保護者にどういう情報を伝えるかというのが一番大事だ
と思いますから、そこに求められるところにだんだんと高まっていくのではないかという
ことは期待したいと思います。

【峪委員長】

相当時間を使って熱い議論をしたかと思います。それもこの資料が大変よくできていて、
基本的には学校には裁量権があります。その裁量権に則って、それぞれの学校が自分の学
校経営に合わせて選択をし、さらにまた改善をするかもしれないですね。というふうにし
て、説明をしていただければよいかと思います。ということで、このお話はこらで終わ
りにしてよろしいですか。

【各委員】

はい。

【教育長】

あと、お分かりになっているかと思いますが一応、全体で共通している部分はですね、こ
の資料の 3 ページの 5 番にございますように、子どもがわかったことを実感できる授業の

視点ということで、「わかる」ということについては、これ必ずこのレーダーチャートの中には入れていきましょうということは求めていますので、そこも合わせてご理解いただければありがたいと思います。

【濱谷委員】

これがわかったから、ということですね。わかるという子が多ければ、その回答率も高かったというのがわかったから、ここに力を入れるってね。

【教育長】

決して数値で公表することを避けているわけでもありませんし、あくまでもこれは学校の判断でお願いできればいいことでありますので、教育委員会として何か数値をこうできるだけ出さないようにしようなんてことは全くありませんし、その辺は学校がいい判断をしてくれればいいなと思っていますので。その辺は誤解のないようお願いいたします。

【峪委員長】

それでは議案第29号について、議案のとおり可決でよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では可決といたします。

議案第30号 通学区域の一部変更について（川崎区）

【峪委員長】

企画課担当課長 お願いいたします。

【企画課担当課長】

議案第30号 通学区域の一部変更についてご説明申し上げます。

1 ページ目、「通学区域の一部変更について(案)」をご覧ください。

初めに、1の「変更の内容」でございますが、京急大師線・産業道路駅周辺の大師河原2丁目2番の一部を、東門前小学校の通学区域から、大師小学校の通学区域に変更するものがございます。なお、中学校の通学区域については変更する予定はございません。

2の「変更の理由」でございますが、今回の変更対象となっている地区は、大同特殊鋼株

式会社のグラウンドや共同住宅が立地していた場所でございます。再開発計画上の正式名称では「産業道路駅前地区」の「地区計画 B 地区」と称される地区に建設される、(仮称)大師河原マンション計画でございます。現在は更地となり、地番は未定でございますが、558 戸の共同住宅が計画され、建設が始まっているところでございます。東門前小学校の通学区域内では、工場跡地等を中心に大規模な共同住宅が相次いで建設されたため、ここ数年、児童が急増しております。本来の通学区域である東門前小学校では、児童の急増により平成 25 年度に増築をいたしました。校庭面積が広く取れないため、すでに休み時間などは児童が校庭に溢れる状況になりつつあり、「B 地区」で計画されている共同住宅 558 戸からの児童を受入れた場合、東門前小学校全体の狭あい化が過度に進み、教育環境が著しく損なわれる可能性がございます。今回変更対象の「B 地区」は、隣接する大師小学校との学区境に直接面しておりませんが、周辺の、すでに住民が居住する地区に大きな影響を与えないよう、計画中の「B 地区」共同住宅区域だけを大師小学校の通学区域として変更することによって児童生徒の増加による影響を低減し、教育環境の維持を図るものでございます。

変更対象地区の内容につきまして、2 ページ目をご覧ください。

一番上に「1 変更対象地区における共同住宅の計画」がございます。「B 地区」の共同住宅の計画上の名称は「(仮称) 大師河原マンション計画」、計画戸数は 558 戸、供用開始予定年度は平成 28 年度となっております。

次に、「2 通学区域の変更について」でございます。上の地図が現在の通学区域についてお示ししたものでございます。真ん中よりやや東側にオレンジ色の部分がございますが、ここが今回の変更対象である「B 地区」でございます。なお、このオレンジ色の北の部分、赤い文字で隠れたあたりに京急大師線・産業道路駅があり、B 地区の西側は、ピンク色の部分の、大師中学校の敷地と接しております。なお、赤い線が中学校の通学区域、青い線が小学校の通学区域となっております。上の地図、青い線に沿って青い網掛けがございますが、この内側が東門前小学校区となっております。地図の北側、緑色の四角が集まっているあたりが、人口の流入に伴う児童生徒の増加が特に続いている地域でございます。変更対象区域である B 地区から西側に約 450m のところに東門前小学校があり、大師小学校はその南側、B 地区からは直線距離で約 500m の距離にございまして、直線距離で測りますと、B 地区から 2 つの小学校まで、ほぼ同程度の距離でございます。

また、B 地区から大師小学校までの間には、通学上で支障となるような、鉄道の線路や大きな幹線道路などもございません。

今回の通学区域の変更案でございますが、下の地図をご覧ください。オレンジ色の「B 地区」は、大師小学校との学区境の近くではありますが、学区の境には直接面しておらず、オレンジ色から下の青い線の部分までの地区には、現在、東門前小学校に通学している児童が居住しております。

通学区域内に大規模な共同住宅が建設され、学校が過大規模になる恐れがあつて学区の一

部変更を行う場合、これまでも、従来から居住している方々に出来る限り影響を及ぼさないようにしてまいりましたので、今回、変則的な方法ではございますが、すでに住民が居住する周辺地区に大きな影響を与えないよう、販売開始前の共同住宅部分、オレンジ色の「B地区」だけを、下の「変更後」の図のように大師小学校の通学区域に変更するものがございます。学区に面しない区域の変更は、おそらく、学校の過大規模化に伴う変更としては本市で初めてでございます。今回の案を検討するにあたっては、通常の聴聞会に先立ち、東門前小学校や大師小・中学校の学校長やPTA、関係町内会の方々に一堂にお集まりいただいて意見交換を行ったほか、大師地区町内会連合会総会等でも説明を行うなど、関連する学校や町内会の方々にご理解をいただきながら進めてきたところでございます。

次に、資料の3ページ目をご覧ください。

一番上の表に、「3 これまでの学校規模の推移」がございます。上の欄をご覧ください。これまでの東門前小学校の児童数・学級数の推移がございます。東門前小学校の児童数の増加状況でございますが、平成19年度には児童数335名であったものが、平成25年度には833名に増加し、7年間で倍以上となっております。また、学級数も14学級の増となっているところでございます。下の欄は、大師小学校の、これまでの児童数・学級数の推移でございます。同じく過去7年間の推移を見ましても、大師小学校の児童数は緩やかに減少する傾向がございます。学級数も7年間で3学級の減となっております。

その下の表をご覧ください。

「4 今後の学校規模の推計」の表は、東門前小学校と大師小学校の平成31年度までの児童数及び学級数の推計をお示したものでございます。なお、この表の統計は、昨年5月段階の学区内に居住している0歳児から5歳児の数と、現在までに把握しているマンションの開発計画から算定しておりますので、毎年多少変動するほか、開発による入居時期によっても変動してまいります。また、学校名の下に「保有教室数」がございますが、学校運営の関係で、これも毎年変動する可能性がございます。

この4の(1)の、「通学区域を変更しない場合」でございますが、現状の通学区域のまま変更しない場合、東門前小学校と大師小学校の児童数及び学級数が今後どうなっていくかという、平成31年度までの推移の見込みでございます。東門前小学校の児童は今後も増加を続け、平成31年度には特別支援学級の児童数を除いても1175名、34学級に増加すると予測しております。一方、大師小学校では、今後も430名前後・14学級程度で安定的に推移すると予測しております。

(2)は今回の変更案を実施した場合の、児童数及び学級数の推移の見込みでございます。大師小学校に通学区域を変更した場合は、東門前小学校の児童数は平成31年度には1096名、31学級に留まりますので、児童数の増加を一定程度低減でき、教育環境の著しい低下を回避できるものと考えております。一方、大師小学校では516名、16学級程度となります。通常の大規模共同住宅の児童数の増加傾向から見て、「B地区」の共同住宅からの児童数のピークは平成31年度以降になると思われませんが、現段階では大師小学校区には大規模な住

宅開発計画がございませんので、学区変更による児童を受け入れても、適正な学校規模を維持できると考えております。

また、中学校につきましては、一番下に、大師中学校の平成 31 年度までの生徒数及び学級数の推計を参考までお示ししてございます。当該変更地区は本来学区である大師中学校の敷地と隣接していること、また教室数の上でも受け入れ可能と考えておりますので、中学校の通学区域の変更は行いません。

4 ページ目をお開きください。

この通学区域の変更にあたりまして、平成 26 年 6 月 30 日に、川崎区及び学校主催による聴聞会が開催され、関係町内会及び関係学校保護者からの御意見を聴取していただいたところでございます。その結果、一番下でございますように、聴聞会の出席者からは特に異論はなく、川崎区及び学校からは、通学区域変更案は妥当であるとの報告を頂いております。

最後に、再度、1 ページ目の一番下にお戻りください。

3 の「施行日」でございますが、平成 26 年 9 月 1 日としております。当該の変更対象区域は大規模共同住宅の販売前であり、現段階では、通学区域の変更で不利益を受ける対象の住民はいらっしゃらない状況でございますが、今後、入居してくる住民に対して、就学する学校をあらかじめ周知する必要がございますので、当該共同住宅が販売を開始する 9 月下旬より前に通学区域を変更し、周知してまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

【峪委員長】

ありがとうございます。地域からも特にはないとのことでございますし、いかがでしょうか。

【高橋委員】

確認なんですけど、3 ページの人数が書いてあるところって、特別支援学級をすべて別掲や除くって書いてあるんですが、何か意味があるんですか。

【企画課担当課長】

特別支援学級の実数はこれまでの推移に別掲として載せてございますが、これからの推計のところでは、特別支援のお子さんが何年後に何人、何学級増えるのか予測し難いものですから、特別支援学級の数は含めない資料となっております。

【高橋委員】

では児童数には入っていると。

【企画課担当課長】

(3)の「これまでの学校規模の推移」という数字の中には入っております。ただ、4の、「今後の学校規模の推計」としては、これから6年間で特別支援学級に何人ぐらいのお子さんが在籍するか予測するのが難しいので、推計としては含めない形にしています。

【高橋委員】

そうするとですね、別に掲載するということはあまりしなくてもいいのかなというふうに。これまでの推移というのは括弧というのはあまり意味がなくて、人数がわかればいいんですよ。で今後というのはわざわざ同じ学校にいるわけだから、別掲やわざわざ括弧に含まなくても支障がないのならいいのかなという気がするんですが。

【企画課担当課長】

将来的な規模として、単純計算でこれから何学級増えることになります、という教室数の増減予測を表すために、将来推計はこのような資料にさせていただいていますので、どちらでも良いということではないのですが。

【高橋委員】

どちらでも。特に意味がないんだったら、やっぱり同じ学校にいるのでわざわざ別掲にするのは、ちょっと変更できるなら変更して欲しいです。

【濱谷委員】

だって教室数が変わるでしょ。保有教室数というのが出ているわけで。平成19年だったら、東門前16クラスに(4クラス)ということだから、1教室がどの大きさかちょっとわからないけれども、プラスアルファの教室数があるということもここでわかるわけで、今後は何人になるかわからないから教室数もわからないってことですよ。

【企画課担当課長】

はい。特別支援学級の教室数の変動が推計できないので、これからの学校規模の推計は、特別支援学級を含まない児童数を学級編成基準で割り返す形で算出しています。特別支援学級数と一体にしてしまうと、教室数の増減が比較しにくいので、将来推計では、あえて別カウントとさせていただいています。

【高橋委員】

掲載としては必要だと、どちらでもじゃなくて必要だと。

【企画課担当課長】

そうしなければ、学校規模の増減の推移が分かりにくくなるので、必要かと思います。

【高橋委員】

もしその掲載の中で必要ならそのまましていただいてもいいのですが、今必要の意味がわからなかったの。とかく特別支援級というのはすべてにおいて別の欄に入ることが多いので、あまり必要がないんだったら一緒にして欲しいなど。必要ならいいです。

【峪委員長】

それでは、このことについて原案のとおり可決してよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では可決といたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 5は承認された。

報告事項 No. 6 橘樹官衙遺跡群（橘樹郡衙跡・影向寺遺跡）の国史跡指定に向けた取組の進捗状況について

文化財課長が説明した。
報告事項 No. 6 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第31号 川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長 指導課長 お願いします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第31号「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例」の制定でございますが、はじめに、こちらの条例で設置することとなる附属機関につきまして、指導課長よりご説明申し上げます。

【指導課長】

「川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例案」の制定についてご説明いたします。

本年5月27日の教育委員会におきまして、「川崎市いじめ防止基本方針」を決定いただきました。この市基本方針の中では、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を策定することになっておりましたが、全ての市立学校で策定が完了し、6月2日から運用を開始しております。

市基本方針におきまして、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関との連携を図るための「川崎市いじめ防止対策連絡協議会」を、法第14条第3項に基づき、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、及び、法第28条第1項に基づき、重大事態発生時に調査を行うための「川崎市いじめ問題専門・調査委員会」を、法第30条第2項に基づき、重大事態の市長報告が不十分と認められたときに再調査をするための「川崎市いじめ総合調査委員会」の3つの附属機関を設置することが定められております。本日は、この附属機関を設置するための条例案を、ご審議していただきたいと存じます。条例案の説明につきましては、庶務課法制・委員会担当課長より説明させていただきます。

【庶務課担当課長】

それでは、条例案についてご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

制定要旨でございますが、「いじめ防止対策推進法の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会、川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの」でございます。制

定文の内容をご説明いたしますので、恐れ入りますが1ページにお戻りください。

はじめに、目次をご覧ください。条例の構成でございますが、

第1章では「総則」について、

第2章では「川崎市いじめ防止対策連絡協議会」について、

第3章では「川崎市いじめ問題専門・調査委員会」について、

第4章では「川崎市いじめ総合調査委員会」について、

第5章では「雑則」について、

最後に、附則となっております。

第1章の「総則」でございますが、第1条は、「いじめ防止対策推進法の規定に基づき、川崎市いじめ防止対策連絡協議会、川崎市いじめ問題専門・調査委員会及び川崎市いじめ総合調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする」と、この条例の趣旨を定めるものでございます。

第2章は「川崎市いじめ防止対策連絡協議会」について定めるものでございます。

第2条は、連絡協議会の設置を定めるものでございます。

第3条は「いじめの防止等に関係する機関及び団体相互の連絡調整を行い、当該機関及び団体の連携の推進のために必要な事項を調査審議する」と、連絡協議会の所掌事務を定めるものでございます。

第4条は連絡協議会の組織について定めるもので、第1項で、委員25人以内をもって組織すること、2ページにまいりまして、第2項で、委員の委嘱・任命基準を定めるものでございます。

第5条は委員の任期について定めるもので、第1項で、委員の任期は2年とすることを、第2項で、再任されることができると定めるものでございます。

第6条は会長及び副会長の設置や職務等について、第7条は、会議の運営について、それぞれ定めるものでございます。

第8条は、「連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する」と、連絡協議会の事務局を定めるものでございます。

第3章は、「川崎市いじめ問題専門・調査委員会」について定めるものでございます。

3ページにまいりまして、第9条は、専門・調査委員会の設置を定めるものでございます。

第10条は、専門・調査委員会の所掌事務について、教育委員会の諮問に応じ、「いじめの防止等のための対策を調査審議すること」、「重大事態に係る事実関係を調査審議すること」と定めるものでございます。

第11条は専門・調査委員会の組織について定めるもので、第1項で、委員5人以内をもって組織すること、第2項で、委員の委嘱基準を定めるものでございます。

第12条は、「第5条から第8条までの規定は、専門・調査委員会について準用する」と定めるものでございます。

第4章は「川崎市いじめ総合調査委員会」について定めるものでございます。

第13条は、いじめ総合調査委員会の設置を定めるものでございます。

第14条は、「市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する」と、総合調査委員会の所掌事務を定めるものでございます。なお、この「法第28条第1項の規定による調査」とは、先ほど申し上げました専門・調査委員会による調査のことでございます。

4ページにまいりまして、第15条は総合調査委員会の組織について定めるもので、第1項で、5人以内の委員で組織することを、第2項で、委員の委嘱基準を、第3項で、委員の解職の条件を、それぞれ定めるものでございます。

第16条は、「第6条から第8条までの規定は、総合調査委員会について準用する」と定めるものでございます。

なお、準用した規定のうち、第8条は附属機関の庶務を定めるものでございますが、総合調査委員会は市長部局に設置される附属機関でございますので、「教育委員会事務局」とあるのは、「市民・子ども局」と読み替える」ことを定めております。

第5章の「雑則」でございますが、第17条は、条例に定めるもののほか、これら3つの機関の運営に関し必要な事項は、それぞれの機関に諮って定めることを規定するものでございます。

附則でございますが、「この条例は、公布の日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

こちらの条例案につきましては、委員会で可決いただいた後、9月から開催される第3回市議会定例会に議案として提出される予定でございます。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

ご質問はありますか。

【高橋委員】

確認なんですが、1ページの終わりから2ページにかけているいじめ防止対策連絡協議会の構成メンバー、4条の組織構成メンバーで2ページの2項、1項から4項まであるんですが、このフローチャートと照らし合わせると1番ですよ、いじめ対策連絡協議会1番の(1)が学校代表、(2)と(3)が教育委員会と児童相談所というように。この下の学校代表と教育委員会と児童相談所、警察等というのは、この2ページの2項の(2)、これは1から4と一緒にですか。

【指導課担当課長】

(2)がいわゆる国や県の関係機関、要するに市の部分ではなくて。具体的に言いますと法務局、神奈川県警察、これを具体的には想定させてもらっています。(3)の市職員というのが、

具体的にはオンブズマン事務局と児童相談所は市の職員になりますので、これを具体的には想定させていただいています。

【高橋委員】

教育委員会は(1)ですか。

【指導課担当課長】

教育委員会はいちおう学校関係者の場合は(1)の4校種の代表の方で、(3)の市職員の中に教育委員会も含んでおります。

【高橋委員】

そうなんですか。教育委員会は(3)ですね。まあこれと連動していることがわかればいいので、わかりました。ありがとうございました。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

では可決といたします。

議案第32号 川崎市少年自然の家運営協議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いします。

【生涯学習推進課長】

議案第32号 川崎市少年自然の家運営協議会委員の委嘱等について、御説明申し上げます。

このたび、こども本部長が補助執行により、その事務を担っている川崎市少年自然の家運営協議会につきまして、委員の変更についての申し出がございましたので、お諮りするものでございます。

お手元の資料1ページをご覧ください。表の左から、選出区分、このたび委嘱する者の氏

名、現職を記載してございます。このたび、選出区分2号委員のうち、川崎市PTA連絡協議会副会長の、成田 憲一氏を委嘱するものでございます。任期でございますが、前任者の残任期間を引き継ぎ、平成26年7月24日から平成27年4月30日までとなります。また、ご参考までに右の覧には、現委員名を記載してございます。

なお、2ページから3ページにかけて、このたびの委員の委嘱等に関する関連法規をまとめてございますので、のちほどご確認をいただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【峪委員長】

ご質問等ございますか。それでは議案第32号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

11 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。